

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成30年6月1日

【会社名】 株式会社スマートバリュー

【英訳名】 Smartvalue Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 渋谷 順

【本店の所在の場所】 大阪市西区靱本町二丁目3番2号

【電話番号】 06-6448-1711(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役経営企画管掌 藤原 孝高

【最寄りの連絡場所】 大阪市西区靱本町二丁目3番2号

【電話番号】 06-6448-1711(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役経営企画管掌 藤原 孝高

【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集(売出)金額】

| | |
|-------------------|--------------|
| 一般募集 | 958,395,000円 |
| 引受人の買取引受けによる売出し | 453,421,440円 |
| オーバーアロットメントによる売出し | 220,407,552円 |

(注) 1 募集金額は、会社法上の払込金額(以下、本有価証券届出書において「発行価額」という。)の総額であり、平成30年5月25日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

ただし、今回の募集の方法は、引受人が発行価額にて買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額(発行価格)で一般募集を行うため、一般募集における発行価格の総額は上記の金額とは異なります。

2 売出金額は、売出価額の総額であり、平成30年5月25日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

【安定操作に関する事項】

- 1 今回の募集及び売出しに伴い、当社の発行する上場株式について、市場価格の動向に応じ必要があるときは、金融商品取引法施行令第20条第1項に規定する安定操作取引が行われる場合があります。
- 2 上記の場合に安定操作取引が行われる取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所は、株式会社東京証券取引所であります。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【証券情報】

第 1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

| 種類 | 発行数 | 内容 |
|------|----------|--|
| 普通株式 | 500,000株 | 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 単元株式数 100株 |

- (注) 1 平成30年6月1日(金)開催の取締役会決議によります。
- 2 本募集(以下、「一般募集」という。)及び一般募集と同時にされる後記「第2 売出要項 1 売出株式(引受人の買取引受けによる売出し)」に記載の売出し(以下、「引受人の買取引受けによる売出し」という。)に伴い、その需要状況等を勘案し、大和証券株式会社が当社株主より借受ける当社普通株式の売出し(以下、「オーバーアロットメントによる売出し」という。)を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。
- 3 一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しとは別に、平成30年6月1日(金)開催の取締役会において、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」に記載の大和証券株式会社を割当先とする当社普通株式108,400株の第三者割当増資(以下、「本件第三者割当増資」という。)を行うことを決議しております。
- 4 平成30年6月1日(金)開催の取締役会において、平成30年7月1日(日)付をもって当社普通株式1株を2株に分割することを決議しております。この株式の分割は、平成30年6月30日(土)(ただし、当日は振替機関及び口座管理機関の休業日につき、実質上は平成30年6月29日(金))を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有普通株式数を1株につき、2株の割合をもって分割するものであります。
- 5 一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 ロックアップについて」をご参照下さい。
- 6 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2 【株式募集の方法及び条件】

平成30年6月11日(月)から平成30年6月14日(木)までの間のいずれかの日(以下、「発行価格等決定日」という。)に決定される発行価額にて後記「3 株式の引受け」に記載の引受人は買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額(発行価格)で一般募集を行います。引受人は払込期日に発行価額の総額を当社に払込み、一般募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金とします。当社は引受人に対して引受手数料を支払いません。

(1) 【募集の方法】

| 区分 | 発行数 | 発行価額の総額(円) | 資本組入額の総額(円) |
|-------------|----------|-------------|-------------|
| 株主割当 | - | - | - |
| その他の者に対する割当 | - | - | - |
| 一般募集 | 500,000株 | 958,395,000 | 479,197,500 |
| 計(総発行株式) | 500,000株 | 958,395,000 | 479,197,500 |

- (注) 1 全株式を金融商品取引業者の買取引受けにより募集します。
- 2 発行価額の総額は、引受人の買取引受けによる払込金額の総額であります。
- 3 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とします。
- 4 発行価額の総額及び資本組入額の総額は、平成30年5月25日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(2) 【募集の条件】

| 発行価格(円) | 発行価額(円) | 資本組入額(円) | 申込株数単位 | 申込期間 | 申込証拠金(円) | 払込期日 |
|--|--------------|------------|--------|--|-----------------|---------------|
| 未定 (注)1、2 (発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に0.90~1.00を乗じた価格(1円未満端数切捨て)を仮条件とします。) | 未定 (注)1、2 | 未定 (注)1 | 100株 | 自 平成30年6月15日(金) 至 平成30年6月18日(月) (注)3 | 1株につき発行価格と同一の金額 | 平成30年6月21日(木) |

(注)1 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、上記仮条件による需要状況等を勘案した上で、平成30年6月11日(月)から平成30年6月14日(木)までの間のいずれかの日(発行価格等決定日)に、一般募集における価額(発行価格)を決定し、併せて発行価額(当社が引受人より1株当たりの新株式払込金として受取る金額)及び資本組入額を決定します。なお、資本組入額は前記「(1)募集の方法」に記載の資本組入額の総額を前記「1 新規発行株式」に記載の発行数で除した金額とします。今後、発行価格等(発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格、引受価額及び引受人の手取金をいう。以下同じ。)が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(発行価額(払込金額)の総額、資本組入額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、手取金の使途、引受人の買取引受けによる売出しの売出価額の総額、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいう。以下同じ。)について、目論見書の訂正事項分の交付に代え、発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL] https://www.smartvalue.ad.jp/ir/ir_list.html)(以下、「新聞等」という。)において公表します。発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。また、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

2 前記「2 株式募集の方法及び条件」の冒頭に記載のとおり、発行価格と発行価額とは異なります。発行価格と発行価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3 申込期間については、上記のとおり内定しておりますが、発行価格等決定日において正式に決定する予定であります。なお、上記申込期間については、需要状況等を勘案した上で繰り上げることがあります。当該需要状況等の把握期間は、最長で平成30年6月8日(金)から平成30年6月14日(木)までを予定しておりますが、実際の発行価格等の決定期間は、平成30年6月11日(月)から平成30年6月14日(木)までを予定しております。

したがって、

発行価格等決定日が平成30年6月11日(月)の場合、申込期間は「自 平成30年6月12日(火) 至 平成30年6月13日(水)」

発行価格等決定日が平成30年6月12日(火)の場合、申込期間は「自 平成30年6月13日(水) 至 平成30年6月14日(木)」

発行価格等決定日が平成30年6月13日(水)の場合、申込期間は「自 平成30年6月14日(木) 至 平成30年6月15日(金)」

発行価格等決定日が平成30年6月14日(木)の場合、上記申込期間のとおり

となりますのでご注意ください。

4 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。

5 申込証拠金のうち発行価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当します。

6 申込証拠金には、利息をつけません。

7 株式の受渡期日は、平成30年6月22日(金)となります。

株式は受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替により行われます。

(3) 【申込取扱場所】

後記「3 株式の引受け」欄に記載の引受人及びその委託販売先金融商品取引業者の本店及び国内各支店で申込みの取扱いをします。

(4) 【払込取扱場所】

| 店名 | 所在地 |
|-----------------|--------------------|
| 株式会社三菱UFJ銀行 堺支店 | 大阪府堺市堺区甲斐町東一丁目1番8号 |

(注) 上記払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

3 【株式の引受け】

| 引受人の氏名又は名称 | 住所 | 引受株式数 | 引受けの条件 |
|------------------|---------------------|----------|--|
| 大和証券株式会社 | 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 | 455,000株 | 1 買取引受けによりま す。 2 引受人は新株式払込 金として、払込期日 に払込取扱場所へ発 行価額と同額を払込 むこととします。 3 引受手数料は支払わ れません。ただし、 一般募集における価 額(発行価格)と発行 価額との差額は引受 人の手取金となりま す。 |
| S M B C 日興証券株式会社 | 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号 | 35,000株 | |
| 岩井コスモ証券株式会社 | 大阪府大阪市中央区今橋一丁目8番12号 | 5,000株 | |
| エース証券株式会社 | 大阪府大阪市中央区本町二丁目6番11号 | 5,000株 | |
| 計 | - | 500,000株 | - |

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

| 払込金額の総額(円) | 発行諸費用の概算額(円) | 差引手取概算額(円) |
|-------------|--------------|-------------|
| 958,395,000 | 10,000,000 | 948,395,000 |

- (注) 1 引受手数料は支払われないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。また、消費税等は含まれておりません。
- 2 払込金額の総額(発行価額の総額)は、平成30年5月25日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(2) 【手取金の使途】

上記差引手取概算額948,395,000円については、一般募集と同日付をもって取締役会で決議された本件第三者割当増資の手取概算額上限206,480,036円と合わせた、手取概算額合計上限1,154,875,036円について、以下の投資に充当する予定であります。

クラウドサービス提供目的のソフトウェア開発投資資金として265,700千円(平成31年6月期：109,100千円、平成32年6月期：116,600千円、平成33年6月期：40,000千円)及び工具、器具及び備品5,000千円(平成31年6月期：5,000千円)を投資する予定であります。

データセンター設備のサービスレベルの継続的な維持を目的とした関連設備へ74,500千円(平成31年6月期：62,500千円、平成32年6月期：6,000千円、平成33年6月期：6,000千円)を投資する予定であります。

石川県加賀市において、エンジニアの育成、採用および地域情報クラウド分野におけるオープンイノベーション創出のための施設設立を目的とした建設費230,000千円(平成32年6月期：30,000千円、平成33年6月期：200,000千円)を投資する予定であります。

石川県加賀市における新たな電子行政サービスの実証モデル開発、モビリティIoTに関連した新サービスの開発を目的としたソフトウェア開発投資資金として135,000千円(平成31年6月期：15,000千円、平成32年6月期：80,000千円、平成33年6月期：40,000千円)を投資する予定であります。

モバイル事業における店舗改装工事資金として137,931千円(平成31年6月期：27,181千円、平成32年6月期：86,875千円、平成33年6月期：23,875千円)を投資する予定であります。

事業拡大への対応及び多くの人材雇用を目的とした本社移転に伴う敷金の支払い100,000千円(平成31年6月期：100,000千円)及び建物附属設備等89,393千円(平成31年6月期：4,600千円、平成32年6月期：84,793千円)を投資する予定であります。

管理機能の強化及び業務効率化を目的とした全社基幹システムの導入及び機能追加・改修に108,000千円(平成32年6月期：108,000千円)を投資する予定であります。

残額については、将来の設備投資資金に平成32年6月までに充当する予定であります。

具体的な支出が発生するまでは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

なお、本有価証券届出書提出日(平成30年6月1日)現在の当社の設備計画の内容については、後記「第三部 追完情報 2 設備計画の変更」に記載のとおりであります。

第2 【売出要項】

1 【売出株式(引受人の買取引受けによる売出し)】

平成30年6月11日(月)から平成30年6月14日(木)までの間のいずれかの日(発行価格等決定日)に決定される引受価額にて後記「2 売出しの条件(引受人の買取引受けによる売出し)」に記載の引受人は買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(売出価格、発行価格と同一の価格)で売出しを行います。引受人は受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受けによる売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金とします。売出人は引受人に対して引受手数料を支払いません。

| 種類 | 売出数 | 売出価額の総額(円) | 売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称 |
|------|----------|-------------|--|
| 普通株式 | 223,000株 | 453,421,440 | 大阪府高石市 渋谷 一正 130,000株 兵庫県尼崎市 渋谷 順 93,000株 |

- (注) 1 一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しに伴い、その需要状況等を勘案し、大和証券株式会社がオーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。
- 2 一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 ロックアップについて」をご参照下さい。
- 3 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
- 4 売出価額の総額は、平成30年5月25日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

2 【売出しの条件(引受人の買取引受けによる売出し)】

| 売出価格 (円) | 引受価額 (円) | 申込期間 | 申込単位 | 申込証拠金 (円) | 申込受付場所 | 引受人の住所及び 氏名又は名称 | 元引受契約 の内容 |
|--|------------------|--|------|----------------------------|---|--|--------------|
| 未定 (注)1、2 (発行価格等 決定日の株 式会社東京 証券取引所 における当 社普通株式 の終値(当日 に終値のない 場合は、 その日に先 立つ直近日 の終値)に 0.90~1.00 を乗じた価格 (1円未満 端数切捨て) を仮条件と します。) | 未定 (注)1、 2 | 自 平成30年 6月15日(金) 至 平成30年 6月18日(月) (注)3 | 100株 | 1株につ き売価 格と同一 の金額 | 右記金融商 品取引業者 及びその委 託販売先金 融商品取引 業者の本店 及び国内各 支店 | 東京都千代田区丸の内 一丁目9番1号 大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内 三丁目3番1号 S M B C 日興証券株 式会社 大阪府大阪市中央区今 橋一丁目8番12号 岩井コスモ証券株式 会社 大阪府大阪市中央区本 町二丁目6番11号 エース証券株式会社 | (注)4 |

(注)1 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、上記仮条件による需要状況等を勘案した上で、平成30年6月11日(月)から平成30年6月14日(木)までの間のいずれかの日(発行価格等決定日)に、売出価格を決定し、併せて引受価額(売出人が引受人より1株当たりの売買代金として受取る金額)を決定します。

今後、発行価格等(発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格、引受価額及び引受人の手取金)が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(発行価額(払込金額)の総額、資本組入額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、手取金の使途、引受人の買取引受けによる売出しの売出価額の総額、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額)について、目論見書の訂正事項分の交付に代え、発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL] https://www.smartvalue.ad.jp/ir/ir_list.html)(新聞等)において公表します。発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。また、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

- 前記「1 売出株式(引受人の買取引受けによる売出し)」の冒頭に記載のとおり、売出価格と引受価額とは異なります。売出価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
- 申込期間については、前記「第1 募集要項 2 株式募集の方法及び条件 (2) 募集の条件」において決定される申込期間と同一とします。
- 元引受契約の内容
買取引受けによります。
引受手数料は支払われません。
ただし、売出価格と引受価額との差額は、引受人の手取金となります。
なお、引受人の手取金は前記「第1 募集要項 3 株式の引受け 引受けの条件」において決定される引受人の手取金と同一とします。
各金融商品取引業者の引受株式数

| 金融商品取引業者名 | 引受株式数 |
|------------------|----------|
| 大和証券株式会社 | 203,000株 |
| S M B C 日興証券株式会社 | 15,600株 |
| 岩井コスモ証券株式会社 | 2,200株 |
| エース証券株式会社 | 2,200株 |

- 5 申込みの方法は、申込期間内に申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。
- 6 申込証拠金のうち引受価額相当額は、受渡期日に売出人への支払いに充当します。
- 7 申込証拠金には、利息をつけません。
- 8 株式の受渡期日は、平成30年6月22日(金)となります。
株式は受渡期日から売買を行うことができます。
社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替により行われます。

3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

| 種類 | 売出数 | 売出価額の総額(円) | 売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称 |
|------|----------|-------------|-------------------------------|
| 普通株式 | 108,400株 | 220,407,552 | 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 大和証券株式会社 |

- (注) 1 オーバーアロットメントによる売出しは、一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しに伴い、その需要状況等を勘案し、108,400株を上限として大和証券株式会社が当社株主より借受ける当社普通株式の売出しであります。上記オーバーアロットメントによる売出しの売出数は上限を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。
- 今後、売出数が決定された場合は、発行価格等(発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格、引受価額及び引受人の手取金)及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(発行価額(払込金額)の総額、資本組入額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、手取金の使途、引受人の買取引受けによる売出しの売出価額の総額、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額)について、目論見書の訂正事項分の交付に代え、発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL] https://www.smartvalue.ad.jp/ir/ir_list.html)(新聞等)において公表します。発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。また、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。
- 2 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
 - 3 売出価額の総額は、平成30年5月25日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

4 【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】

| 売出価格(円) | 申込期間 | 申込単位 | 申込証拠金(円) | 申込受付場所 | 引受人の住所及び氏名又は名称 | 元引受契約の内容 |
|------------|--|------|-----------------|-------------------------------------|----------------|----------|
| 未定 (注)1 | 自 平成30年6月15日(金) 至 平成30年6月18日(月) (注)1 | 100株 | 1株につき売出価格と同一の金額 | 大和証券株式会社及びその委託販売先金融商品取引業者の本店及び国内各支店 | - | - |

- (注) 1 売出価格及び申込期間については、前記「2 売出しの条件(引受人の買取引受けによる売出し)」において決定される売出価格及び申込期間とそれぞれ同一とします。
- 2 申込みの方法は、申込期間内に申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。
 - 3 申込証拠金には、利息をつけません。
 - 4 株式の受渡期日は、平成30年6月22日(金)となります。
株式は受渡期日から売買を行うことができます。
社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替により行われます。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1 株式会社東京証券取引所における市場変更について

当社普通株式は、本有価証券届出書提出日(平成30年6月1日)現在、株式会社東京証券取引所JASDAQに上場されておりますが、平成30年6月22日(金)に株式会社東京証券取引所市場第二部への市場変更を予定しております。

2 オーバーアロットメントによる売出し等について

一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しに伴い、その需要状況等を勘案し、108,400株を上限として大和証券株式会社が当社株主より借受ける当社普通株式(以下、「貸借株式」という。)の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は上限を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は平成30年6月1日(金)開催の取締役会において、一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しとは別に、大和証券株式会社を割当先とする当社普通株式108,400株の第三者割当増資(本件第三者割当増資)を平成30年6月27日(水)を払込期日として行うことを決議しております。また、同取締役会において、本件第三者割当増資について、会社法上の払込金額は、一般募集における発行価額と同一の金額とすること、会社法上の増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げること、及び会社法上の増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とすることを決議しております。

大和証券株式会社は、一般募集、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間(以下、「申込期間」という。)中、当社普通株式について安定操作取引を行う場合があります、当該安定操作取引で買付けた株式の全部又は一部を貸借株式の返還に充当する場合があります。

また、大和証券株式会社は、申込期間終了日の翌日から平成30年6月22日(金)までの間(以下、「シンジケートカバー取引期間」という。(注))、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数を上限として、株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け(以下、「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります、当該シンジケートカバー取引で買付けられた株式は全て貸借株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、大和証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しを行った株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

大和証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数から上記の安定操作取引及びシンジケートカバー取引に係る貸借株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、本件第三者割当増資に係る割当てに応じる予定であります。

したがって、本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数がその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、大和証券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借受けは行われません。したがって、この場合には、大和証券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じず、申込みを行わないため、失権により本件第三者割当増資における新株式発行は全く行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

- (注) シンジケートカバー取引期間は、
- 発行価格等決定日が平成30年6月11日(月)の場合、「平成30年6月14日(木)から平成30年6月22日(金)までの間」
 - 発行価格等決定日が平成30年6月12日(火)の場合、「平成30年6月15日(金)から平成30年6月22日(金)までの間」
 - 発行価格等決定日が平成30年6月13日(水)の場合、「平成30年6月16日(土)から平成30年6月22日(金)までの間」
 - 発行価格等決定日が平成30年6月14日(木)の場合、「平成30年6月19日(火)から平成30年6月22日(金)までの間」
- となります。

3 ロックアップについて

一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しに関連して、売出人である渋谷一正及び渋谷順並びに当社株主である株式会社コムズ&センス及び株式会社希実製作は、大和証券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しの受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間(以下、「ロックアップ期間」という。)中、大和証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式、当社株式に転換若しくは交換されうる証券又は当社株式を取得若しくは受領する権利を表章する証券の売却等(ただし、引受人の買取引受けによる売出し等を除く。)を行わない旨合意しております。

また、当社は、大和証券株式会社に対し、ロックアップ期間中、大和証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式、当社株式に転換若しくは交換されうる証券又は当社株式を取得若しくは受領する権利を表章する証券の発行等(ただし、一般募集、本件第三者割当増資、株式分割及びストックオプション又は譲渡制限付株式報酬にかかわる発行等(ただし、ロックアップ期間中に行使又は譲渡されないものに限る。)を除く。)を行わない旨合意しております。

上記のいずれの場合においても、大和証券株式会社は、ロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部又は全部につき解除できる権限を有しております。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

特に新株式発行並びに株式売出届出目論見書に記載しようとしている事項は次のとおりであります。

・表紙に当社のロゴマーク  を記載します。

・表紙裏に以下の内容を記載します。

1 募集又は売出しの公表後における空売りについて

(1) 金融商品取引法施行令(以下、「金商法施行令」という。)第26条の6の規定により、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」(以下、「取引等規制府令」という。)第15条の5に定める期間(有価証券の募集又は売出しについて、有価証券届出書が公衆の縦覧に供された日の翌日から、発行価格又は売出価格を決定したことによる当該有価証券届出書の訂正届出書が公衆の縦覧に供された時までの間(1))において、当該有価証券と同一の銘柄につき取引所金融商品市場又は金商法施行令第26条の2の2第7項に規定する私設取引システムにおける空売り(2)又はその委託若しくは委託の取次ぎの申込みを行った投資家は、当該募集又は売出しに応じて取得した有価証券により当該空売りに係る有価証券の借入れ(3)の決済を行うことはできません。

(2) 金融商品取引業者等は、(1)に規定する投資家が行った空売り(2)に係る有価証券の借入れ(3)の決済を行うために当該募集又は売出しに応じる場合には、当該募集又は売出しの取扱いにより有価証券を取得させることができません。

1 取引等規制府令第15条の5に定める期間は、平成30年6月2日(土)から、発行価格及び売出価格を決定したことによる有価証券届出書の訂正届出書が平成30年6月11日(月)から平成30年6月14日(木)までの間のいずれかの日に提出され、公衆の縦覧に供された時までの間となります。

2 取引等規制府令第15条の7各号に掲げる、次の取引を除きます。

- ・先物取引
- ・国債証券、地方債証券、社債券(新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。)、投資法人債券等の空売り
- ・取引所金融商品市場における立会外売買による空売り

3 取引等規制府令第15条の6に定めるもの(売戻条件付売買又はこれに類似する取引による買付け)を含みます。

2 今後、発行価格等(発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格、引受価額及び引受人の手取金をいう。以下同じ。)が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(発行価額(払込金額)の総額、資本組入額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、手取金の使途、引受人の買取引受けによる売出しの売出価額の総額、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいう。以下同じ。)について、目論見書の訂正事項分の交付に代え、発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL] https://www.smartvalue.ad.jp/ir/ir_list.html)(以下、「新聞等」という。)において公表します。発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。また、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

・表紙の次に、以下に掲げる「1 会社の概要」から「3 業績等の推移」までの内容をカラー印刷したものを記載します。

本ページ及びこれに続く写真・図表等は、当社の概況等を要約・作成したものです。詳細は本文及び組込書類の該当ページをご参照ください。

1. 会社の概要

当社の企業目的は「社会の公器として持続する事業体となる」と定めており、創業90年目のITベンチャー企業として事業変革を実践し、100年企業へ向けて歩を進めております。

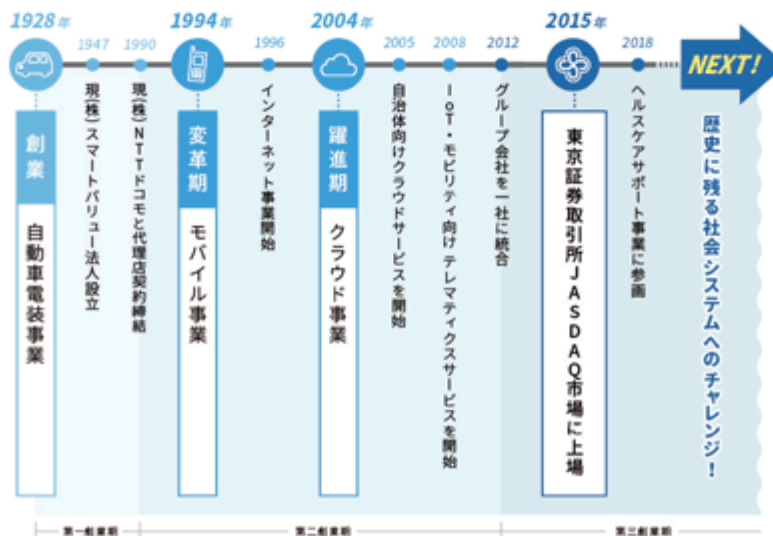
そして当社のミッションは「スマート&テクノロジーで歴史に残る社会システムを創る!」とし、第四次産業革命やSociety5.0^(注1)などと呼ばれる変革の時代に、新たな社会システムを生み出すことを目指しております。



変遷

昭和3年創業、昭和22年に法人を設立し、自動車電装事業にて発足した当社ですが、平成2年から開始したモバイル事業、さらに平成8年にはインターネット事業（現クラウドソリューション事業）を開始いたしました。クラウドソリューション事業においては、平成17年より自治体向けの地域情報クラウドを、さらに平成20年にはモビリティ・サービス^(注2)、そして平成30年にはヘルスケアサポートへと参画し、情報通信サービス分野において、事業を拡大しております。

平成18年にグループ会社を束ねる持株会社制へと移行して個々の事業強化を推進し、その後平成24年、再度グループ会社を一社に統合いたしました。平成27年に東京証券取引所JASDAQ市場へ上場し、現在は事業領域を拡大させながら21世紀の社会システムの創造に取り組んでおります。



2. 事業の内容

当事業は、大きく2つのセグメントで構成されております。1つは「クラウドソリューション事業」もう1つは「モバイル事業」となります。

「クラウドソリューション事業」は、地域情報クラウド、クラウドプラットフォーム^(注3)、モビリティ・サービス、ヘルスケアサポートの4つの分野により構成されます。自治体及び公共機関向けに住民情報分野における地域課題の解決に資するクラウドサービス^(注4)を提供する地域情報クラウド、クラウドソリューション事業の安定した技術基盤となっているクラウドプラットフォーム、安全運転支援機器の販売をベースに、車載関連に特化したデータを収集・活用してサービス提供を行うモビリティ・サービス、また、企業や地域住民の健康寿命の延伸や健康維持の増進を支援するヘルスケアサポートを推進しております。

「モバイル事業」は、当社が運営するドコモショップにおいて、移動体情報通信機器の販売をベースに、多様化するお客様のニーズとライフスタイルに合わせたコンサルティングや、アフターサービスの提供を行うことで、地域の皆様の安全・安心・便利で快適な暮らしのお手伝いをさせて頂き、お客様満足度・店舗品質の向上に努めております。

■ 事業領域



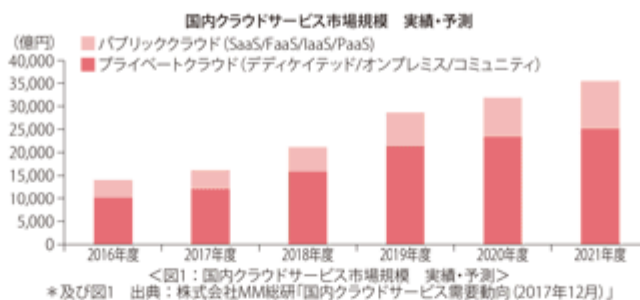
▶ クラウドソリューション事業の概要

当事業は、「地域情報クラウド」、「クラウドプラットフォーム」、「モビリティ・サービス」、「ヘルスケアサポート」に区分され、これらのサービスが相互に連携してクラウドソリューション事業を構成しております。

国内クラウドサービス市場は、2021年度には2016年度対比で2.6倍の3兆5,713億円規模まで拡大する*といわれております。

今後は当社の住民情報分野に特化したテクノロジーを活用し、開かれた電子行政の推進「オープンガバメント^(注5)」を見据え、生活に必要な住民情報発信にとどまらず、公共サービスに関する民間資源の活用や公共ヘルスケア、地域資源のシェアード化^(注6)など、社会の多様性に適応する新たな社会システムの創造を推進いたします。

また、モビリティ分野においても、IoT^(注7)・データアナリティクス^(注8)・ブロックチェーン^(注9)・AI^(注10)など、新たなノウハウやテクノロジーを活用し、ライドシェア^(注11)・損害保険・観光支援・安全運転支援などの社会システムを創発し、クラウドソリューション事業の推進を図ってまいります。



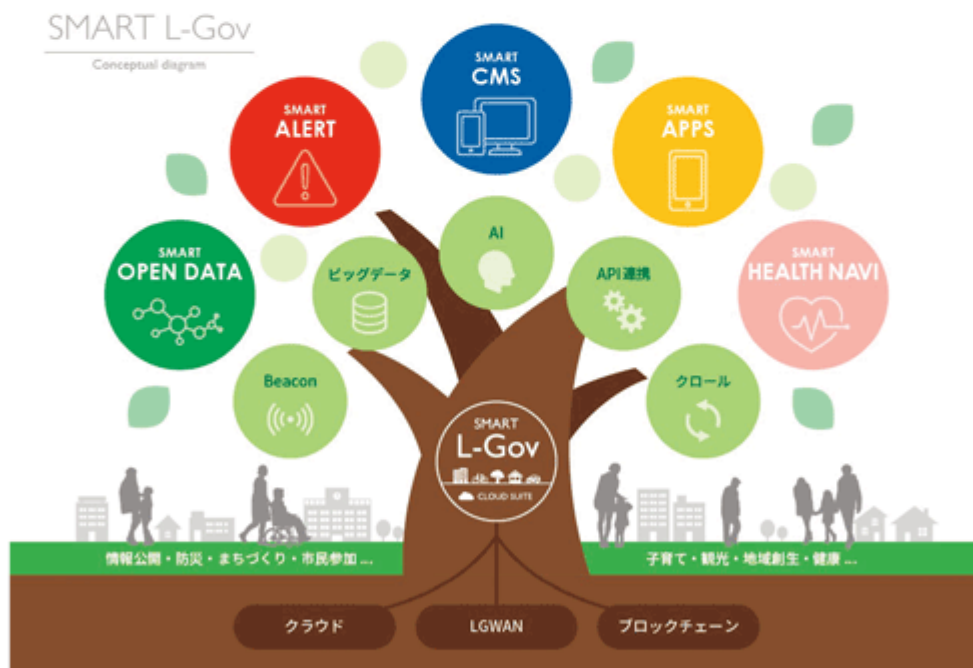
① 地域情報クラウド

自治体及び公的機関向けに広報広聴、防災、防犯、子育て支援、環境、就業支援、観光・商工等の住民情報分野における地域課題の解決に資するクラウドサービスを提供しております。

これらクラウドサービスを包括する地域情報クラウドプラットフォーム“SMART L-Gov”を基盤に、“SMART CMS”^{(注1)(2)}、“SMART APPS”、“SMART OPENDATA”、“SMART ALERT”等を中心としたクラウドサービスを提供しております。

基本的な受注方法は一般公募入札が多く、初期の構築とストック型の月額利用料売上により構成されます。

政府が提唱する地方創生や、開かれた電子行政の推進「オープンガバメント」の潮流から、自治体による住民に対する情報発信の重要性は増してくるものと考えられております。当社はその実現に向けて、多様な地域情報を網羅する、ノウハウを活かした柔軟なプラットフォームサービスの展開に注力するほか、ストック型事業を拡大することで収益機会の向上を図っております。



地域情報クラウドサービス「SMART L-Gov」サービス構造

② クラウドプラットフォーム

クラウドプラットフォームは、クラウドイノベーション事業の基盤となっております。

当社は、安定した技術基盤及びクラウドプラットフォームをベースとし、その上位レイヤーに地域情報・モビリティ等特定業種業務向けにクラウドサービスを展開しております。

今後はクラウド事業のサービスレベルの維持・向上を進めることで、お客様のニーズにお応えする最適なソリューション提案へと繋げてまいります。

③ モビリティ・サービス

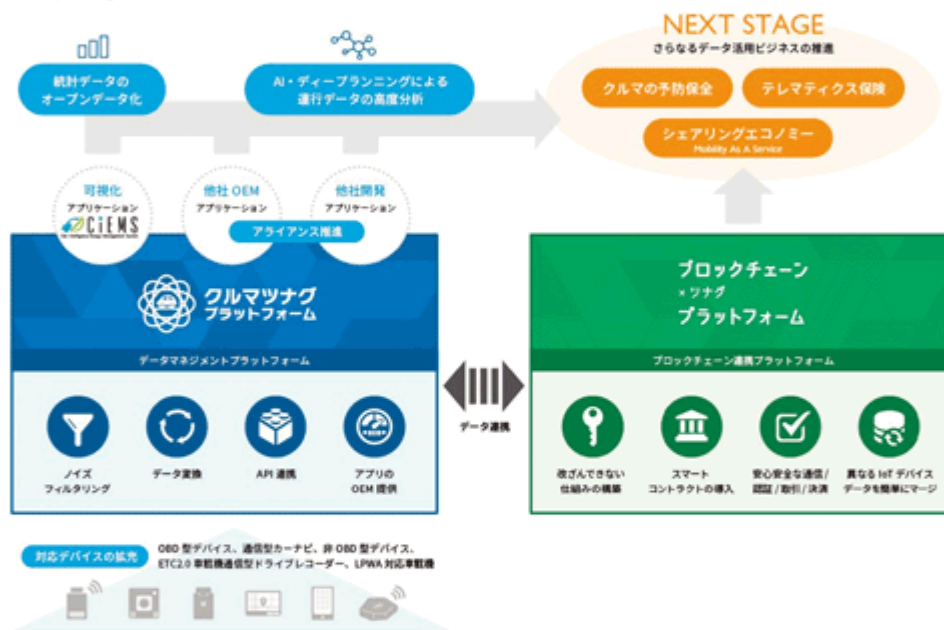
業務上、商用車を活用する法人顧客向けにカーナビゲーションやドライブレコーダー等の安全運転支援機器を販売するカーソリューションをベースとして、運行管理・安全運転支援を目的にモビリティIoTサービスを提供するモビリティ・クラウドソリューションへと展開を図り、さらに蓄積された技術、ノウハウを活かしたモビリティ分野に特化したテレマティクスサービス^(注13)、IoTプラットフォーム^(注14)ビジネスへと進化を見せております。

また、法人向けのスマートフォンをはじめとする移動体情報通信機器等の販売も行っております。IoTの技術やノウハウを軸としたモビリティ・サービスの分野は、今後も市場の拡大が期待されております。当社では、急速に変化するIoT関連市場の需要を捕捉した適切なサービス構築・提供により将来の収益機会を獲得すべく、モビリティに特化したテクノロジーをベースに、IoTサービスや新規性の高い受託開発といったモビリティ・クラウドソリューション等、多角的な展開を推進し、戦略的なユースケースの構築に取り組んでまいります。

Mobility IoT

Conceptual diagram

モビリティIoT(コネクティッドカー)の提供および、取得したデータを多様な事業者が活用することで、事業価値と出来るユースケースを数多く輩出。さらにその価値から新たな社会システムを創出していく



モビリティ・サービス 事業概念図

④ ヘルスケアサポート

企業や地域住民の健康寿命の延伸や健康維持増進の支援を目的に、2018年1月より開始いたしました。ヘルスケアサポートでは、「健康経営の視点」と「IT・テクノロジー」を組み合わせ、労働安全衛生法において企業に求められている定期健康診断をはじめとする各種健康診断及び、ストレスチェックの運営事務を展開しております。また、昨今の健康経営の広がりに対応すると共に、健康診断結果データを分析し、生活習慣病の0次予防、ひいては健康寿命の伸長に寄与するソリューションの構築を推進しております。

当該事業は、クラウドサービス及びBPO^(注15)事業の組み合わせにより実現することから、他のクラウドサービスと組み合わせたデータの利活用等による収益機会の拡大を図ってまいります。



モバイル事業

当事業では、株式会社NTTドコモの一次代理店である兼松コミュニケーションズ株式会社と締結している「代理店契約書」及び株式会社NTTドコモ、兼松コミュニケーションズ株式会社との三者契約である「ドコモショップの業務再委託に関する覚書」に基づき、大阪府下にドコモショップを6店舗運営しております。

株式会社NTTドコモが提供する移動体情報通信機器の販売、料金プランのコンサルティング、各種契約取次、料金の収納、故障受付などのサービス提供と、ご家庭の通信環境となる光ブロードバンド回線の取次なども行っております。

この様なサービスのご提供以外にも、スマートデバイス^(注16)やクラウドの普及による課題解決の一助として、小中学生を対象としたネットいじめ防止に関する授業の実施や、高齢者向けの無料スマートフォン教室の開催など地域のお客様に愛される地域密着型の店舗運営を心がけております。



| 店舗名 |
|---------------|
| ドコモショップ 岸和田店 |
| ドコモショップ アリオ鳳店 |
| ドコモショップ 中百舌鳥店 |
| ドコモショップ 泉ヶ丘店 |
| ドコモショップ 光明池店 |
| ドコモショップ 深井店 |

(注) 上記に用いられる用語は、以下の通りであります。

- Society5.0(ソサエティ5.0): 狩猟社会(Society 1.0)、農耕社会(Society 2.0)、工業社会(Society 3.0)、情報社会(Society 4.0)に続く、新たな経済社会を指す。IoTやビッグデータなど現代のテクノロジーを活用することでより簡単にサイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を繋ぎ経済発展と社会的問題の解決を両立することで、人々が質の高い生活を送ることができる社会を目指すとして、内閣府が発表した第5期科学技術基本計画で提唱された。
- モビリティ・サービス: 自動車やスマートフォン等のモバイルデバイスにおける、ハードウェアを含むソリューションや情報システムサービスの総称。
- クラウドプラットフォーム: IaaS・PaaS・SaaSなどのクラウドサービスを提供するための基盤となる設備を指し、主にはインターネットデータセンター内に設置される。
 ※IaaS: Infrastructure as a Serviceの略で、クラウドサービスの中でもハードウェアやネットワークなどの階層を提供する形態。
 ※PaaS: Platform as a Serviceの略で、クラウドサービスの中で、ソフトウェアの構築、稼動に必要な機能やミドルウェアなどの階層を提供する形態。
 ※SaaS: Software as a Serviceの略で、クラウドサービスの中で、ソフトウェアの階層を提供する形態。
- クラウドサービス: 従来は、利用者が手元のコンピュータで利用していたデータやソフトウェアを、ネットワーク経由でサービスとして利用者に提供するもの。
- オープンガバメント: 透明でオープンな政府及び地方自治体を実現するための政策とその背景となる概念のことで、(1) 透明性、(2) 市民参加、(3) 官民の連携の3つを基本原則としている。
- 地域資源のシェアード化: 主に自治体をはじめとする公的機関が、地域資源を最大限に活用して地域活性化の最大化を図ること。
- IoT: Internet of Thingsの略で、モノのインターネットを指し、全てのモノがネットワークを介して繋がり、モノ同士が人の操作・入力を介さず、自律的に最適な制御が行われること。
- データアナリティクス: 大量で多様な形態のデータを分析し、価値を引き出す技術。
- ブロックチェーン: ネットワークに参加する端末全てで同じ情報を持ち合うことで、「システムダウンに強い」「改ざんに強い」「情報を半永久的に保存することが可能」といった特性をもつ分散型台帳技術。今後は金融、決済、IoTなど様々な分野への応用が期待されており、各分野で積極的な実証実験が行われている。
- AI: Artificial Intelligenceの略で、「人工知能」を指す。人工的に人間の知能を模倣するための概念及び技術のこと。
- ライドシェア: 乗用車の相乗りの需要をマッチングさせるソーシャルサービスの総称。
- CMS: Webコンテンツを構成するテキストや画像等のデジタルコンテンツを統合・体系的に管理し、配信等必要な処理を行うシステムの総称。
- テレマティクスサービス: テレコミュニケーション(Telecommunication=通信)とインフォマティクス(Informatics=情報工学)を用いた造語であり、一般的には自動車や輸送車両等の動態に携帯電話等の移動体通信システムを利用してサービスを提供することの総称。
- IoTプラットフォーム: IoTデータを収集・蓄積・分析し、短時間でコストを抑えたシステム構築やサービス化するための基盤。
- BPO: Business Process Outsourcingの略で、業務プロセスの効率化・最適化を目的に、企業が社内の業務やビジネスプロセスを専門的な企業に委託すること。
- スマートデバイス: 情報処理端末(デバイス)のうち、単なる計算処理だけでなく、あらゆる用途に使用可能な多機能端末のことであり、スマートフォンやタブレット端末を総称する呼び名として用いられている場合が多い。

3. 業績等の推移

■ 主要な経営指標等の推移

| 回次 | | 第66期 | 第67期 | 第68期 | 第69期 | 第70期 | 第71期 第3四半期 |
|------------------------------|------|------------------|------------------|----------------------|----------------------|----------------------|-------------------|
| 決算年月 | | 平成25年6月 | 平成26年6月 | 平成27年6月 | 平成28年6月 | 平成29年6月 | 平成30年3月 |
| 売上高 | (千円) | 6,087,222 | 6,370,639 | 6,429,500 | 6,768,428 | 6,539,000 | 5,438,636 |
| 経常利益 | (千円) | 127,872 | 149,458 | 209,410 | 275,728 | 275,895 | 394,189 |
| 当期(四半期)純利益 | (千円) | 517,443 | 86,378 | 126,085 | 165,209 | 180,457 | 329,782 |
| 持分法を適用した場合の投資利益(千円) | | — | — | — | — | — | — |
| 資本金 | (千円) | 10,000 | 10,000 | 250,570 | 250,570 | 250,570 | 250,570 |
| 発行済株式総数 | (株) | 普通株式 200,000 | 普通株式 200,000 | 普通株式 1,131,000 | 普通株式 2,262,000 | 普通株式 2,262,000 | 普通株式 4,524,000 |
| 純資産額 | (千円) | 980,141 | 1,067,249 | 1,675,031 | 1,812,115 | 1,786,690 | 2,093,461 |
| 総資産額 | (千円) | 2,698,320 | 2,517,637 | 3,158,868 | 3,060,949 | 2,943,822 | 3,449,129 |
| 1株当たり純資産額 | (円) | 612.59 | 667.03 | 740.51 | 800.68 | 821.87 | — |
| 1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) | (円) | 普通株式 — (—) | 普通株式 — (—) | 普通株式 25.00 (—) | 普通株式 12.50 (—) | 普通株式 15.00 (—) | 普通株式 — (—) |
| 1株当たり当期(四半期)純利益金額 | (円) | 323.40 | 53.99 | 77.55 | 73.04 | 80.12 | 75.78 |
| 潜在株式調整後 1株当たり当期(四半期)純利益金額 | (円) | — | — | — | — | — | — |
| 自己資本比率 | (%) | 36.3 | 42.4 | 53.0 | 59.2 | 60.7 | 60.7 |
| 自己資本利益率 | (%) | 71.7 | 8.4 | 9.2 | 9.5 | 10.0 | — |
| 株価収益率 | (倍) | — | — | 42.2 | 23.8 | 27.9 | — |
| 配当性向 | (%) | — | — | 16.1 | 17.1 | 18.7 | — |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー(千円) | | 38,651 | 260,313 | 434,774 | 260,614 | 220,479 | — |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー(千円) | | △66,504 | △69,462 | △24,102 | △242,584 | △262,932 | — |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー(千円) | | △182,233 | △232,176 | 264,689 | △127,797 | △301,688 | — |
| 現金及び現金同等物の期末残高(千円) | | 274,976 | 233,652 | 909,013 | 799,246 | 455,104 | — |
| 従業員数 | (名) | 241 | 233 | 230 | 268 | 260 | — |

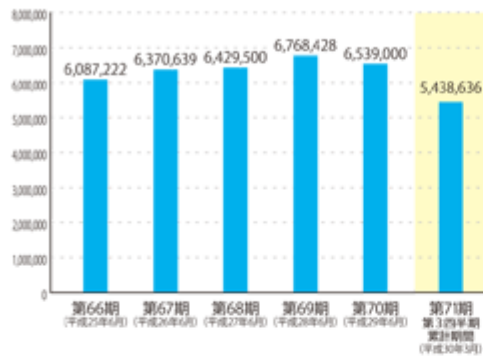
- (注) 1. 当社は、連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 第66期については、子会社の吸収合併に伴い抱合せ株式消滅差益を特別利益に計上しております。
4. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため、記載しておりません。
5. 潜在株式調整後1株当たり当期(四半期)純利益金額については、第66期から第68期は潜在株式が存在しないため記載しておりません。第69期及び第70期並びに第71期第3四半期は希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。
6. 第66期及び第67期の株価収益率については、当社株式が非上場であるため記載しておりません。
7. 第66期及び第67期については配当をしていないため、配当性向については記載しておりません。
8. 臨時従業員数については、従業員総数の10%未満のため、記載を省略しております。
9. 当社は、平成27年2月17日付で株式1株につき4株の割合で、平成27年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、第66期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。(1株当たり配当額は、遡及修正しておりません。)
10. 第70期の1株当たり配当額15.00円には、会社創立70周年記念配当2.50円を含んでおります。
11. 当社事業においては、第3四半期に収益が偏重する傾向があり、このため特定の四半期業績のみをもって当社の通期業績見通しを判断することは困難と言えます。
12. 当社は、平成30年1月1日付で株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、上表の1株当たり指標の推移は、当該株式分割に伴う影響を考慮しておりません。
そこで、指標としての継続性、期間比較の利便性を図る観点から、第66期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して遡及修正を行った場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると以下のとおりとなります。なお、当該数値については、三億監査法人の監査を受けておりません。

| 回次 | | 第66期 | 第67期 | 第68期 | 第69期 | 第70期 |
|--------------------------|-----|------------------|------------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| 決算年月 | | 平成25年6月 | 平成26年6月 | 平成27年6月 | 平成28年6月 | 平成29年6月 |
| 1株当たり純資産額 | (円) | 306.29 | 333.52 | 370.25 | 400.34 | 410.93 |
| 1株当たり当期純利益金額 | (円) | 161.70 | 26.99 | 38.77 | 36.52 | 40.06 |
| 1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) | (円) | 普通株式 — (—) | 普通株式 — (—) | 普通株式 6.25 (—) | 普通株式 6.25 (—) | 普通株式 7.50 (—) |

業績及び財政状況の推移

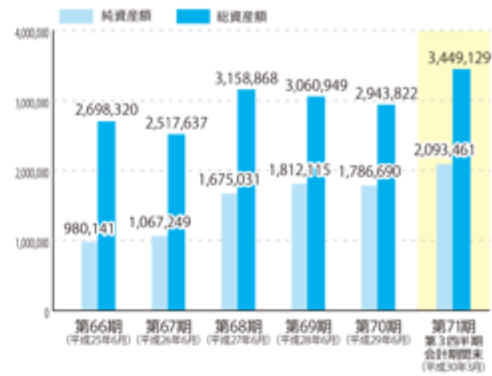
売上高

(単位：千円)



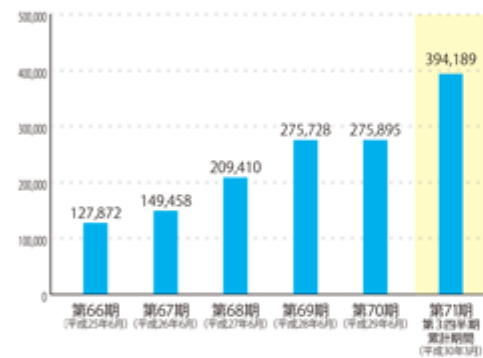
純資産額/総資産額

(単位：千円)



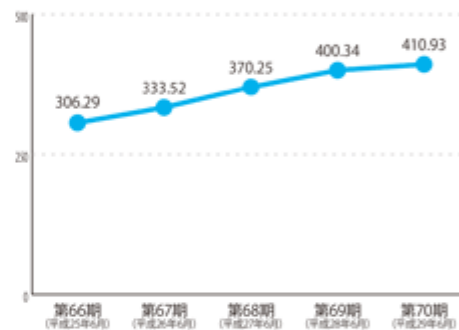
経常利益

(単位：千円)



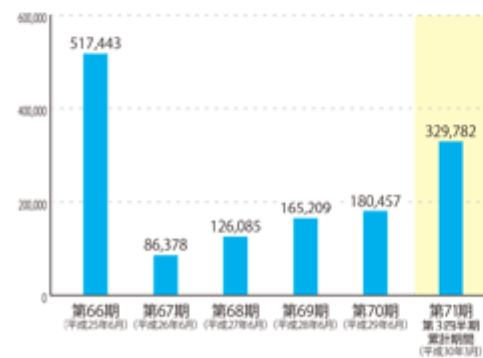
1株当たり純資産額

(単位：円)



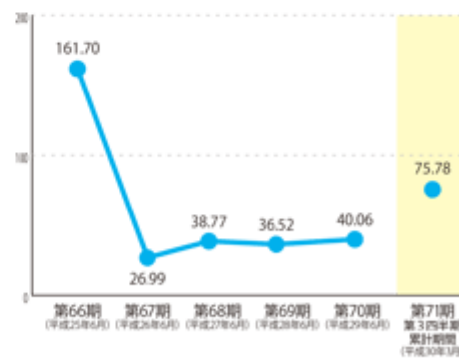
当期（四半期）純利益

(単位：千円)



1株当たり当期（四半期）純利益金額

(単位：円)



(注) 1. 当社は、平成27年2月17日付で普通株式1株につき4株の割合で、平成27年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で、平成30年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。上記「1株当たり純資産額」及び「1株当たり当期（四半期）純利益金額」の各グラフでは、第66期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の数値を表記しております。

2. 当社事業においては、第3四半期に収益が偏重する傾向があり、このため特定の四半期業績のみをもって当社の通期業績見通しを判断することは困難と言えます。

・第一部 証券情報の直前に以下の内容を記載します。

(株価情報等)

1【株価、P E R及び株式売買高の推移】

平成27年6月16日から平成30年5月25日までの株式会社東京証券取引所における当社普通株式の株価、P E R及び株式売買高の推移(週単位)は以下のとおりであります。

なお、当社株式は、平成27年6月16日をもって株式会社東京証券取引所に上場いたしましたので、それ以前の株価、P E R及び株式売買高について該当事項はありません。



(注) 1 当社は、平成27年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を、また平成30年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割をそれぞれ行っており、株価、P E R及び株式売買高の推移(週単位)については、下記(注)2乃至4に記載のとおり、当該株式分割を考慮したものとしております。

2 ・株価のグラフ中の1本の罫線は、週単位の始値、高値、安値、終値の4種類の株価を表しております。なお、平成27年10月1日付株式分割の権利落ち前の株価については、当該株価を4で除して得た数値を、以降平成30年1月1日付株式分割の権利落ち前の株価については、当該株価を2で除して得た数値をそれぞれ株価としております。

- ・始値と終値の間は箱形、高値と安値の間は線で表しております。
- ・終値が始値より高い時は中を白ぬき、安い時は中黒で表しております。

3 P E Rの算出は、以下の算式によります。

$$P E R (倍) = \frac{\text{週末の終値}}{1 \text{ 株当たり当期純利益}}$$

・週末の終値については、平成27年10月1日付株式分割の権利落ち前の株価については、当該終値を4で除して得た数値を、以降平成30年1月1日付株式分割の権利落ち前の株価については、当該株価を2で除して得た数値をそれぞれ週末の終値としております。

- ・ 1株当たり当期純利益は、以下の数値を使用しております。
 - 平成27年6月16日から平成27年6月30日については、平成27年5月13日提出の有価証券届出書の平成26年6月期の財務諸表の1株当たり当期純利益(107.97円)を4で除した数値を使用。
 - 平成27年7月1日から平成28年6月30日については、平成27年9月29日提出の有価証券報告書の平成27年6月期の財務諸表の1株当たり当期純利益(155.09円)を4で除した数値を使用。
 - 平成28年7月1日から平成29年6月30日については、平成28年9月29日提出の有価証券報告書の平成28年6月期の財務諸表の1株当たり当期純利益(73.04円)を2で除した数値を使用。
 - 平成29年7月1日から平成30年5月25日については、平成29年9月29日提出の有価証券報告書の平成29年6月期の財務諸表の1株当たり当期純利益(80.12円)を2で除した数値を使用。
- 4 株式売買高については、平成27年10月1日付株式分割の権利落ち前については、当該株式売買高に4を乗じて得た数値を、平成27年10月1日以降平成30年1月1日付株式分割の権利落ち前については、当該株式売買高に2を乗じて得た数値を株式売買高としております。

2【大量保有報告書等の提出状況】

平成29年12月1日から平成30年5月25日までの間における当社株式に関する大量保有報告書等の提出はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部 【追完情報】

1 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(有価証券報告書の訂正報告書を含む。)及び四半期報告書(四半期報告書の訂正報告書を含む。)(以下「有価証券報告書等」という。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日(平成30年6月1日)までの間において変更及び追加すべき事項が生じております。以下の内容は当該「事業等のリスク」を一括して記載したものであり、当該変更及び追加箇所については、_____ 罫で示しております。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は以下「事業等のリスク」に記載した事項を除き本有価証券届出書提出日(平成30年6月1日)現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

[事業等のリスク]

有価証券報告書等に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、文中における将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日(平成30年6月1日)現在において当社が判断したものであります。

1. 事業環境に関するリスク

(1) 当社の事業を取り巻く環境について

当社のクラウドソリューション事業は、自治体及び公的機関ならびに法人を主たる顧客としております。全般的には人口減少や少子高齢化、さらに一般消費者の購買意欲の減退に起因する国内景気低迷により、顧客の情報システムに対する投資意欲が低下した場合、新規顧客開拓の低迷や受注減少等、当社の財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。また地域情報クラウドにおいては、自治体及び公的機関特有のリスクを想定しております。すなわち、国や自治体の政策の転換による公共事業に係る予算削減や複数自治体による地域情報システムの共同利用の増加、さらに市町村合併等による自治体数の減少、入札制度の見直し等により、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

モバイル事業においては、国内の景気低迷等による移動体情報通信端末の買い控えにより販売台数が減少した場合、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 技術革新による影響について

当社は常に最新の技術動向に目を向け、適宜ユーザーニーズを取り入れたサービスを構築していく方針ではありますが、インターネットの技術革新に追随しながら新機能や新サービスを提供し続けるためには、それを可能にする開発体制の強化と維持を欠かすことが出来ず、何らかの要因により当社がそれに耐えうる開発体制の強化と維持が困難になる場合は、技術的優位性を発揮出来なくなり、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 競合他社による影響について

当社が展開しているクラウドソリューション事業では、競合企業が存在しております。当社はこれまで自治体及び公的機関、法人顧客等に対する実績を有しており、また車載分野及び移動体情報通信の知識やノウハウ、更にデータセンターを基盤として長年蓄積してきたインターネットやサーバに関する技術ノウハウの活用により、社会課題の解決に向けた取り組みを推進してまいりました。

しかしながら、既存事業者との競争や、新たな参入事業者の登場により競争が激化した場合、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

またモバイル事業においては、株式会社NTTドコモ以外の通信キャリア代理店や株式会社NTTドコモの他の代理店との競争も生じており、価格競争が激化した場合や、競合他社のサービス提供力の向上により、相対的に当社サービスの低下が見られた場合、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 法令規制について

インターネットに関連する規制として電気通信事業法があり、当社は事業上の特性及び必要性から電気通信事業者の届出をしております。現時点においては、クラウドソリューション事業を継続していくうえで実質的に制約を受けている事項はありませんが、今後、国内においてインターネットに関連する法整備等が進む可能性があります。

また、インターネットは国内のみならず、国境を越えたネットワークであり、海外諸国の法的規制による影響を受ける可能性があることから、将来的に当社の事業分野においても何らかの法的規制を受ける可能性があり、その場合、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

またモバイル事業においては、移動体情報通信機器の下取り制度が存在する為、古物営業法に則り古物商許可証を取得して業務を行っております。今後、法令の改定等により当社の業務が影響を受けた場合、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 情報漏洩に関するリスクについて

当社は、情報管理に関する全社的な取り組みとして、情報セキュリティポリシーの制定、公表を行うとともに、社内教育による情報管理への意識向上等の施策を実施しております。

また当社では、情報資産の漏洩や改ざん、不正利用等を防ぐため、ISO27001情報セキュリティ適合性評価制度の認証を取得し、社内の情報資産に関しリスク分析を行い、リスクがある事項に関しては改善策を講じ、情報漏洩の防止に努めております。

モバイル事業においては、ISO27001情報セキュリティ適合性評価制度の認証取得に加え、株式会社NTTドコモが定める情報資産の管理方法に準拠した教育と業務監査を受け、情報漏洩の防止に努めております。

またクラウドソリューション事業のヘルスケアサポートにおいては、顧客企業従業員の個人情報を取り扱っており、当該情報を取り扱う執務室への入室制限及び社内情報端末からインターネットへのアクセス制限を行うなど、情報漏洩の防止に努めております。

しかしながら、これらの施策にもかかわらず、情報機器の誤作動や操作ミス、モバイル端末の紛失等による個人情報や企業情報が漏洩した場合、損害賠償責任の負担、当社の社会的信用の失墜、主要顧客との契約解除等により、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 知的財産権の侵害について

過去もしくは現時点においては、当社が第三者の知的財産権を侵害したことによる損害賠償等の訴訟が発生している事実はありませんが、今後、当社の事業分野で当社の認識していない特許等が成立した場合又は競合他社が特許等を取得した場合、その内容によっては競争の激化又は当社への損害賠償やロイヤリティの支払請求、差止請求等が発生し、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

2. 事業に関するリスク

(1) 特定の仕入先、取引先への依存について

当社モバイル事業の内容は、株式会社NTTドコモ及び兼松コミュニケーションズ株式会社との間のドコモショップ業務の許諾等に関する契約に基づく株式会社NTTドコモの二次代理店としての携帯電話端末等の販売等であり、当社のモバイル事業における仕入及び販売の殆どがドコモブランドに依存しております。

当社の主要な事業活動の前提となる兼松コミュニケーションズ株式会社との代理店契約は1年毎に自動更新されています。契約上は同社及び当社の双方とも3ヶ月前迄の書面による通知により解約することが可能となっているほか、当社が以下のような事項に該当した場合に同社は契約の一部または全部を即時解除・解約できると定めております。

本契約・付属契約又は個別契約に違反したとき

取引代金支払債務など同社に対する債務の履行を怠ったとき

監督官庁から営業許可の取消・営業の停止等の処分を受けたとき

仮差押・仮処分・公租公課の滞納処分・強制執行・競売等の執行または申し立てを受け、あるいは会社整理・会社更生・破産等の申し立てをし、もしくは申し立てを受けたとき

資本の減少・解散・組織変更の決議をしたとき

同社との取引に関する営業の全部または一部を廃止したとき

手形もしくは小切手の不渡りを出したとき

当社に不信の行為があり、契約を継続しがたい相当の理由があるとき

当社の財政状態が悪化し、またはそれが認められる相当の事由があるとき

その他契約に基づく義務の履行ができないと認められる相当の事由があるとき

また、当社は、株式会社NTTドコモ及び兼松コミュニケーションズ株式会社とドコモショップの業務再委託に関する覚書を締結しております。契約上は3社とも3ヶ月前迄の書面による通知により解約することが可能となっているほか、当社が以下のような事項に該当した場合に株式会社NTTドコモは契約の一部または全部を即時解除・解約できると定めております。

差押、仮差押、仮処分、租税滞納処分その他これに準ずる処分を受け又は整理開始、会社更生手続開始、破産もしくは競売の申し立てを受け又は自ら整理開始、和議開始、会社更生手続開始もしくは破産を申し立てたとき

営業停止、又は営業許可取消等の処分を受けたとき

解散決議をしたとき

支払停止もしくは支払不能に陥ったとき、又は手形・小切手の不渡りにより金融機関から取引停止の処分を受けたとき

役員・幹部社員が刑事罰を受け、もしくは受けることが明白であり、又は役員・社員若しくは株主間の紛争により営業活動に支障をきたしたとき

不正に回線使用等を行っていることが判明したとき

販売実績が目標値を下回る期間が長いとき

契約者からのクレームの処理その他アフターフォロー業務が一定のレベルに達しないとき

貸与機器等を本来の目的以外のために使用したとき

悪質な販売を行ったとき

株式会社NTTドコモの信用を害する行為を行ったとき

本覚書の条項に違反したとき

株式会社NTTドコモ及び兼松コミュニケーションズ株式会社間の代理店契約が解除されたとき又は兼松コミュニケーションズ株式会社及び当社間の代理店契約が解除されたとき

その他本覚書の円滑な履行が困難になったとき

上記の他、当社による株式会社NTTドコモの信用、名誉を失墜させる行為若しくは3社間の信頼関係を著しく損なう行為が認められた場合、株式会社NTTドコモは催告なし通知のみで解除できる旨や当社の株主構成の変更等がある場合、株式会社NTTドコモは事前の書面通知によって解除できる旨及び当社が株式会社NTTドコモ又はお客様に虚偽の請求、報告を行う等欺瞞的行為を行った場合、株式会社NTTドコモは何らの通知又は催告なくして、解除できる旨を上記覚書に定めております。

当社は、株式会社NTTドコモ及び兼松コミュニケーションズ株式会社とは良好な関係を維持しており、提出日現在において解除事由等は生じておりませんが、上記の各契約が解除、解約により終了した場合や当該契約の内容が大幅に変更された場合は、当社モバイル事業の存続に支障が生じ、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

株式会社NTTドコモの二次代理店としてのドコモショップの運営は、一次代理店である兼松コミュニケーションズ株式会社を通じて行い、その対価として兼松コミュニケーションズ株式会社から手数料等を収受しております。そのため、販売金額の61.4%(第70期事業年度(自平成28年7月1日至平成29年6月30日)実績)が兼松コミュニケーションズ株式会社に対するものとなっております。また受取手数料等の金額、支払対象期間、支払対象となるサービス業務の内容等の取引条件は、株式会社NTTドコモや兼松コミュニケーションズ株式会社の事業方針等により変更される可能性があり、今後大幅な取引条件等の変更が生じた場合、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

さらに上記のとおり、当社のモバイル事業における仕入及び販売の殆どがドコモブランドに依存しているため、株式会社NTTドコモがドコモショップ運営に関する方針、料金プラン、広告宣伝方針等の事業上の施策を変更した場合、並びにドコモブランドのイメージの悪化その他の原因により他の通信キャリアに対してドコモブランドの魅力が相対的に低下した場合、通信キャリア間の競争激化、通信キャリア間のシェアの変化等により、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 自然災害等について

当社の本社及び各事業所(ドコモショップ及び当社が貸借しているデータセンター含む)は、大阪府下および東京都、宮崎県にあり、関東地方、近畿地方及び九州地方における大規模な地震、火災その他の自然災害や停電等が発生し、当社の本社や各事業所、各店舗が損壊した場合、当社の事業継続が困難になる可能性があります。

このため、クラウドソリューション事業においては、事業継続計画を定めた上で、耐震構造のデータセンターをネットワーク拠点としています。しかし、自然災害等に起因して、顧客データの喪失やインフラ麻痺等が生じた場合、また顧客対応の遅延等当社のサービス体制に支障が生じた場合、損害賠償責任の負担、当社の社会的信用の失墜、顧客企業との契約解除等により、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

またモバイル事業においては、各店舗が大阪府下に集中しており、近畿地方における大規模な地震、火災その他自然災害が発生し、各店舗が損壊した場合、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) システム障害について

当社のサービスは、コンピュータシステム及びネットワークにその多くを依存しており、安全性確保に万全の体制を期し、IT事業賠償保険への加入を行い、万一のための対策を講じております。

インターネットデータセンター

当社がビジネスのために賃貸しているインターネットデータセンターは、日本データセンター協会(JDCC)(注1)にて定められたファシリティスタンダードを基準とし、第三者機関によるティアレベル(注2)の検査を受けており、建物・電源設備の主要項目を対象としてティアレベル3~4の水準となっております。建物の堅牢性は、ティア4(建物構造で十分な性能を有している。1981年6月改正の建物基準法に準拠、かつ耐震性能は 類相当)と認定されております。またセキュリティに関しては、ティア3(2種類以上の認証方式を採用(カード認証、生体認証))と認定されております。加えて、消火設備の装置、自家発電装置等を利用した電源の二重化、回線の二重化、設備及びネットワークの監視等、24時間365日安定したサービスが提供出来るように対応されております。

また、当社のクラウドサービスを支えるハードウェアは、堅牢なデータセンターに設置されており、複数のサーバによる負荷の分散、定期的なバックアップの実施等を図り、システム障害を未然に防ぐべく取り組みを行っております。更に、障害が発生した場合に備え、24時間365日の機械監視、及び常駐オペレーターによる有人監視を整備しており、障害が発生したことを想定した復旧テストも実施されております。

しかしながら、上記の取り組みにも関わらず、外的破損や人的ミスによるシステム障害、その他予期せぬ事象の発生により、万一、当社の設備及びネットワークの利用に支障が生じた場合には、サービスの停止や顧客データの喪失等が生じる可能性があり、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

インターネット通信ネットワーク

当社のサービスを安定的に提供するためには、インターネットデータセンターと接続されたインターネット通信ネットワークの品質が極めて重要であります。したがって、事故及び上位インターネットサービスプロバイダーのネットワーク障害によるインターネット通信ネットワークの切断や外部からの不正なアクセスによって、インターネット通信ネットワークが不安定な状態に陥る場合、その他当社の予測不能な要因によりインターネット通信ネットワークの品質低下が見られた場合、サービスの停止や顧客データの喪失等が生じる可能性があり、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 業績の変動について

当事業においては、システム開発やサービス提供等のプロジェクトにおいて、進捗状況や検収時期の集中によって収益が偏ることがあります。さらにドコモショップにおいても繁忙期に収益が偏る場合が見られます。主には、当社第3四半期に収益が偏重する傾向があり、このため特定の四半期業績のみをもって当社の通期業績見通しを判断することは困難と言えます。

また、クラウドソリューション事業の一部であるシステム開発やサービス提供等のプロジェクトにおいては、顧客の検収に基づき売上を計上しております。そのため、検収時期の変動により売上計上時期が変動し、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。あるいは、プロジェクトの進捗状況により、工数の見積り時に想定されなかった不測の事態等が発生し、工数が増加した場合、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(単位：千円)

| | 第70期事業年度 (自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日) | | | | |
|-------------------|--|-----------|-----------|-----------|-----------|
| | 第1四半期 | 第2四半期 | 第3四半期 | 第4四半期 | 通期 |
| 売上高 | 1,490,310 | 1,683,880 | 1,821,026 | 1,543,782 | 6,539,000 |
| 営業利益又は 営業損失() | 26,258 | 59,200 | 174,117 | 67,775 | 274,834 |
| 経常利益又は 経常損失() | 25,874 | 59,452 | 174,768 | 67,548 | 275,895 |

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 上記の第2四半期、第3四半期、第4四半期の数値は、三優監査法人による監査又はレビューを受けておりません。

(単位：千円)

| | 第71期事業年度 (自 平成29年7月1日 至 平成30年6月30日) | | | | |
|-------------------|--|-----------|-----------|-------|----|
| | 第1四半期 | 第2四半期 | 第3四半期 | 第4四半期 | 通期 |
| 売上高 | 1,552,456 | 1,712,934 | 2,173,244 | - | - |
| 営業利益又は 営業損失() | 32,022 | 75,462 | 280,367 | - | - |
| 経常利益又は 経常損失() | 32,047 | 81,412 | 280,728 | - | - |

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 上記の第2四半期、第3四半期の数値は、三優監査法人による監査又はレビューを受けておりません。

(5) 新規事業への取り組みについて

当社のクラウドソリューション事業は、基盤を提供するクラウドプラットフォーム上に、SaaS形態で地域情報クラウド及びモビリティ・サービスとして、蓄積された事業ノウハウを活かしたアプリケーションサービスを提供しております。地域情報クラウドにおいては、行政機関の積極的なウェブ活用による開かれた電子行政の推進「オープンガバメント」を見据えたオープンデータやスマートフォンアプリなど、生活に必要な住民情報分野におけるサービスの提供を推進しております。モビリティ・サービスにおいては、IoTサービスや新規性の高い受託開発といったモビリティ・クラウドソリューション等、多角的な展開を推進する方針であります。

また、ブロックチェーンなどの新たなテクノロジーを活用した新規事業による事業の拡大にも取り組んでおり、既存事業よりもリスクが高いことを認識しております。新規事業が安定して収益を生み出すまでには一定の時間がかかる事が予想されているほか、予測とは異なる事象が発生し、計画通りに進まない場合、当社の業績及びキャッシュ・フローに影響を与える可能性があります。

こうした新規事業への取り組みに際しては、新たな人材の確保、システム投資及び広告宣伝等の追加的支出が発生する場合や当社がこれまで想定していない新たなリスクが発生する等、事業展開が想定どおりに進捗せず、当社の財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

(6) 企業買収及び業務提携について

当社は、企業価値向上のため既存事業の拡大や新規事業への参入を図ることが考えられ、その一環として企業買収や戦略的業務提携を行う可能性があります。

既存事業の拡大や新規事業への参入に当たっては、十分な検討を行う方針ではありますが、市場環境や顧客ニーズの変化により当初計画を達成できず、投資及び費用負担に見合う収益が得られない場合、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、企業買収や戦略的業務提携の実施に際しては、対象企業の事業内容や契約関係、財務内容など、詳細に検討を行いますが、当初期待した成果を得られない場合には、のれんや固定資産の減損など、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 事業戦略の見直しについて

当社は、今後益々広範化・複雑化するクラウド化ニーズに適切に対応するため、収益性の高い事業には経営資源を投入するとともに、事業の見直し、再編、新規事業への参入に積極的に取り組んでおります。この取り組み過程において、クラウドソリューション事業クラウドプラットフォームサービスにおけるデータセンター事業の戦略見直しを行い、平成29年9月15日付でデータセンターファシリティを譲渡しており、当該事業については今後縮小していく予定であります。一方、成長が見込まれるヘルスケア分野での更なるマーケットの拡充と社会課題の解決に資するため、他社から法人企業向け従業員健康管理支援サービス事業を譲受け、クラウドソリューション事業ヘルスケアサポートサービスを強化してまいります。このような取り組みによって当社が期待している効果が十分に得られない場合、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 訴訟等の可能性

当社は、クラウドソリューション事業及びモバイル事業において、様々な顧客や取引先に対してサービスを提供しております。当社では、法令や契約等を遵守するため、社内体制の強化に努めておりますが、顧客、取引先又はその他第三者との間で予期せぬトラブルが発生した場合、訴訟が発生する可能性があります。訴訟の内容や結果によっては、当社の事業展開に支障が生じる、または企業イメージが低下する可能性があるほか、金銭的負担の発生により、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

3. 事業体制に関するリスク

(1) 特定の人物への依存について

当社代表取締役社長洪谷順は、経営責任者であるとともに当社の大株主であり、経営方針や事業戦略の決定において重要な役割を果たしております。このため当社は代表取締役社長に過度に依存しない体制を作るため取締役会における役員間の相互の情報共有や経営組織の強化を図っております。しかしながら、何らかの理由により代表取締役社長が当社の業務を継続することが困難になった場合、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。なお、代表取締役社長洪谷順及び取締役会長洪谷一正による当社債務被保証については、仕入先及び賃貸契約先にて残存しておりますが、平成29年6月期の詳細については、「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書「第5 経理の状況 1 財務諸表等」の「関連当事者情報」に記載しております。

(2) 人材の確保について

当社は、今後の事業拡大に伴い、積極的に優秀な人材を採用し、社内教育を行うとともに、特定の人材に過度に依存しない体制の構築や、業務拡大を想定した人材の増強を図る予定ですが、現在在職している人材の、予想を上回る流出や当社の求める人材が確保出来ない場合、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

また適切な人材を確保出来たととしても、人材の増強や教育等に伴い、固定費の増加を余儀なくされる可能性があります。その場合にも当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 資金使途について

当社では、クラウドサービスや電子行政サービスの実証モデル開発やモビリティIoTに関連した新サービスの開発を目的としたソフトウェア開発などを進めていく方針であり、公募増資による資金使途についてもこれらのサービスを拡大、推進するための資金として一部を充当する予定であります。しかしながら、当社が属する業界は、急速に事業環境が変化することもあり、その変化に柔軟に対応するため、上記計画以外の使途に充当する可能性もあります。また、当初の計画に沿って資金を使用した場合においても、必ずしも想定通りの投資効果が得られる保証はなく、その場合には財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

[用語解説]

注1. 日本データセンター協会：データセンター事業者と主要データセンター関連事業者によって組織された特定非営利活動法人 (JDCC)

注2. ティアレベル：米国の民間団体Uptime Instituteの「Uptime Tire」を参考にしたデータセンターのファシリティにおける日本独自の基準

2 設備計画の変更

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書の「第一部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画 (1) 重要な設備の新設等」に記載された設備計画の内容は、本有価証券届出書提出日(平成30年6月1日)現在、以下のとおりとなっております。

| 事業所名 (所在地) | セグメントの名称 | 設備の内容 | 投資予定金額 | | 資金調達 方法 | 着手及び完了予定日 | | 完成後の 増加能力 |
|---|-----------------------|--|------------|------------------|----------------|--------------|--------------|--------------|
| | | | 総額 (千円) | 既支 払額 (千円) | | 着手年月 | 完成年月 | |
| 本社 (大阪市西区) | クラウド ソリューション 事業 | 地域情報クラウド及び モビリティ・サービス の収益拡大のためのソ フトウェア | 249,200 | - | 自己資金及び 増資資金 | 平成30年 3月 | 平成33年 6月 | - |
| 都城BPO センター (宮崎県都城市) | クラウド ソリューション 事業 | ヘルスケアサポートの 収益拡大のためのソフ トウェア | 16,500 | - | | 平成30年 3月 | 平成32年 6月 | - |
| 加賀ラボ(仮称) (石川県加賀市) | クラウド ソリューション 事業 | エンジニアの育成、採 用および地域情報クラ ウド分野におけるオー プンイノベーション創 出のための施設設立 | 230,000 | - | | 平成31年 5月 | 平成33年 3月 | - |
| 加賀ラボ(仮称) および本社 (石川県加賀市 ・大阪市西区) | クラウド ソリューション 事業 | 新たな電子行政サービ スの実証モデル開発お よび新たなモビリティ IoTに関連したサービ ス開発のためのソフト ウェア | 170,000 | - | | 平成30年 7月 | 平成33年 6月 | - |
| 本社 (大阪市西区) | クラウド ソリューション 事業 | 地域情報クラウド及び モビリティ・サービス の収益拡大のための工 具、器具及び備品 | 5,000 | - | | 平成30年 9月 | 平成30年 10月 | - |
| S-CUBE (堺市北区) | クラウド ソリューション 事業 | データセンター関連設 備 | 74,500 | - | | 平成30年 6月 | 平成33年 1月 | - |
| ドコモショップ 泉ヶ丘店 (堺市南区) | モバイル事業 | ドコモショップの改装 工事 | 27,181 | - | | 平成30年 11月 | 平成30年 11月 | - |
| ドコモショップ アリオ鳳店 (堺市西区) | モバイル事業 | ドコモショップの改装 工事 | 63,000 | - | | 平成31年 11月 | 平成32年 1月 | - |
| ドコモショップ 深井店 (堺市中区) | モバイル事業 | ドコモショップの改装 工事 | 23,875 | - | | 平成32年 5月 | 平成32年 5月 | - |
| ドコモショップ 中百舌鳥店 (堺市北区) | モバイル事業 | ドコモショップの改装 工事 | 23,875 | - | | 平成32年 11月 | 平成32年 11月 | - |
| 本社 (大阪市西区) | 全社共通 | 本社移転に伴う建物附 属設備等 | 89,393 | - | | 平成30年 7月 | 平成31年 9月 | - |
| 本社 (大阪市西区) | 全社共通 | 全社基幹システムの導 入及び機能追加・改修 | 108,000 | - | | 平成30年 7月 | 平成32年 4月 | - |

(注) 1. 上記金額に、消費税等は含まれておりません。

2. 完成後の増加能力については、計数的把握が困難ため、記載を省略しております。

3 臨時報告書の提出

当社は、後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書の提出日(平成29年9月29日)以後、本有価証券届出書提出日(平成30年6月1日)までの間に、次のとおり臨時報告書を近畿財務局長に提出しております。

(平成29年9月29日提出の臨時報告書)

1 提出理由

当社は、平成29年9月28日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 株主総会が開催された年月日

平成29年9月28日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金 15.0円 総額 32,595,000円

ロ 効力発生日

平成29年9月29日

第2号議案 取締役7名選任の件

渋谷一正、渋谷順、田村靖博、山田幸人、原正紀、藤原孝高、寺田有美子の7名を選任する。

第3号議案 定款一部変更の件

今後の事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条(目的)につきまして、事業目的を追加する。

第4号議案 取締役の報酬額改定の件

取締役の報酬額を年額100百万円以内から年額150百万円以内に改定する。

第5号議案 監査役の報酬額改定の件

監査役の報酬額を年額10百万円以内から年額15百万円以内に改定する。

第6号議案 取締役に対する株式付与による報酬決定の件

取締役に対して譲渡制限特約付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権(以下「金銭報酬債権」という。)とし、その総額は、年額40百万円以内、譲渡制限特約付株式の総数は年10,000株とする。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定する。

第7号議案 監査役に対する株式付与による報酬決定の件

監査役に対して譲渡制限特約付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権(以下「金銭報酬債権」という。)とし、その総額は、年額6百万円以内、譲渡制限特約付株式の総数は年1,500株とする。また、各対象監査役への具体的な配分については、監査役の協議において決定する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

| 決議事項 | 賛成数 (個) | 反対数 (個) | 棄権数 (個) | 可決要件 | 決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%) |
|--------|------------|------------|------------|------|----------------------------|
| 第1号議案 | 16,777 | 41 | 0 | (注)1 | 可決 99.7 |
| 第2号議案 | | | | | |
| 洪谷 一正 | 16,805 | 13 | 0 | (注)2 | 可決 99.9 |
| 洪谷 順 | 16,805 | 13 | 0 | | 可決 99.9 |
| 山田 幸人 | 16,805 | 13 | 0 | | 可決 99.9 |
| 田村 靖博 | 16,805 | 13 | 0 | | 可決 99.9 |
| 原 正紀 | 16,805 | 13 | 0 | | 可決 99.9 |
| 藤原 孝高 | 16,805 | 13 | 0 | | 可決 99.9 |
| 寺田 有美子 | 16,804 | 14 | 0 | | 可決 99.9 |
| 第3号議案 | 16,810 | 8 | 0 | (注)3 | 可決 99.9 |
| 第4号議案 | 15,646 | 1,172 | 0 | (注)1 | 可決 93.0 |
| 第5号議案 | 16,722 | 96 | 0 | (注)1 | 可決 99.4 |
| 第6号議案 | 15,714 | 1,104 | 0 | (注)1 | 可決 93.4 |
| 第7号議案 | 15,703 | 1,115 | 0 | (注)1 | 可決 93.4 |

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

4 株式分割について

基準日：平成29年12月31日

当社は、平成29年11月14日(火)開催の取締役会において、平成30年1月1日(月)付をもって当社普通株式1株を2株に分割することを決議しております。この株式の分割は、平成29年12月31日(日)(ただし、当日は振替機関及び口座管理機関の休業日につき、実質上は平成29年12月29日(金))を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有普通株式数を1株につき、2株の割合をもって分割するものであります。

しかしながら、後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書の「第一部 企業情報 第1 企業の概況 1 主要な経営指標等の推移」に記載しております1株当たり指標の推移は、当該株式分割に伴う影響を考慮しておりません。

そこで、指標としての継続性、期間比較の利便性を図る観点から、当該株式分割に伴う影響を加味し、第66期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して遡及修正を行った場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると以下のとおりとなります。

なお、当該数値については、三優監査法人の監査を受けておりません。

| 回次 | 第66期 | 第67期 | 第68期 | 第69期 | 第70期 |
|------------------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 決算年月 | 平成25年6月 | 平成26年6月 | 平成27年6月 | 平成28年6月 | 平成29年6月 |
| 1株当たり純資産額 (円) | 306.29 | 333.52 | 370.25 | 400.34 | 410.93 |
| 1株当たり当期純利益金額 (円) | 161.70 | 26.99 | 38.77 | 36.52 | 40.06 |
| 1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円) | 普通株式 () | 普通株式 () | 普通株式 () | 普通株式 () | 普通株式 () |
| | | | 6.25 | 6.25 | 7.50 |

基準日：平成30年6月30日

平成30年6月1日(金)開催の取締役会において、平成30年7月1日(日)付をもって当社普通株式1株を2株に分割することを決議しております。この株式の分割は、平成30年6月30日(土)(ただし、当日は振替機関及び口座管理機関の休業日につき、実質上は平成30年6月29日(金))を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有普通株式数を1株につき、2株の割合をもって分割するものであります。

5 マーソ株式会社との事業譲渡契約について

当社は、平成29年10月13日開催の取締役会において、マーソ株式会社より法人企業向け従業員健康管理支援サービス事業を譲り受けることについて決議しました。また、平成29年10月16日に同社と事業譲渡契約を締結し、平成29年12月31日に当該事業を譲受いたしました。

6 譲渡制限特約付株式報酬としての自己株式の処分について

当社は、平成29年9月28日開催の取締役会において、下記のとおり、譲渡制限特約付株式報酬としての自己株式の処分を行うことについて決議し、平成29年10月17日に処分を実施いたしました。

1 処分の目的及び理由

当社は、平成29年8月14日開催の取締役会において、当社の取締役及び監査役に対して当社の中長期的な企業価値及び株主価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主の皆さまと一層の価値共有を進めることを目的として、当社の取締役及び監査役を対象とする新たな報酬制度として、譲渡制限特約付株式報酬制度(以下「本制度」といいます。)を導入することを決議し、また、平成29年9月28日開催の第70期定時株主総会において、本制度に基づき、譲渡制限特約付株式の付与に係る現物出資財産として、既存の金銭報酬枠とは別枠で、当社の取締役に対して年額40百万円以内(うち社外取締役分は年額4百万円以内)、当社の監査役に対して年額6百万円以内の金銭報酬債権を支給すること及び譲渡制限特約付株式の譲渡制限期間として1年間から5年間までの間で当社の取締役会が定める期間とすることにつき、ご承認をいただいております。

2 処分の概要

| | | |
|-----|------------------------------|--|
| (1) | 払込期日 | 平成29年10月17日 |
| (2) | 処分する株式の種類及び数 | 当社普通株式 4,800株 |
| (3) | 処分価格 | 1株につき2,296円(平成29年9月27日終値) |
| (4) | 処分総額 | 11,020,800円 |
| (5) | 募集または割当方法 | 特定譲渡制限特約付株式を割り当てる方法 |
| (6) | 出資の履行方法 | 金銭報酬債権の現物出資による |
| (7) | 株式の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる株式の数 | 当社取締役5名 3,600株 当社監査役3名 1,200株 |
| (8) | 譲渡制限期間 | 平成29年10月17日から平成31年10月16日 |
| (9) | その他 | 本自己株式処分については、金融商品取引法による有価証券通知書を提出しております。 |

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

| | | | |
|-------------------|---------------------|-----------------------------|-------------------------|
| 有価証券報告書 | 事業年度 (第70期) | 自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日 | 平成29年9月29日 近畿財務局長に提出 |
| 有価証券報告書の 訂正報告書 | 事業年度 (第70期) | 自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日 | 平成30年6月1日 近畿財務局長に提出 |
| 四半期報告書 | 事業年度 (第71期第3四半期) | 自 平成30年1月1日 至 平成30年3月31日 | 平成30年5月15日 近畿財務局長に提出 |
| 四半期報告書の 訂正報告書 | 事業年度 (第71期第3四半期) | 自 平成30年1月1日 至 平成30年3月31日 | 平成30年6月1日 近畿財務局長に提出 |

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン) A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部 【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成29年9月29日

株式会社スマートバリュー
取締役会 御中

三優監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 鳥居 陽

業務執行社員 公認会計士 坂下 藤男

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社スマートバリューの平成28年7月1日から平成29年6月30日までの第70期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社スマートバリューの平成29年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成29年9月13日開催の取締役会決議に基づき、平成29年9月15日に固定資産を譲渡している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社スマートバリューの平成29年6月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社スマートバリューが平成29年6月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成30年5月15日

株式会社スマートバリュー
取締役会 御中

三優監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 鳥居 陽 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 西川 賢治 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社スマートバリューの平成29年7月1日から平成30年6月30日までの第71期事業年度の第3四半期会計期間(平成30年1月1日から平成30年3月31日まで)及び第3四半期累計期間(平成29年7月1日から平成30年3月31日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社スマートバリューの平成30年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。